

令和2年度 事業計画

I. 経済・金融環境

我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。先行きについても、各種政策の効果もあいまって、緩やかな景気回復が見込まれているが、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響が懸念されている。

一方、中小・小規模事業者は、消費税引き上げの影響に加え、人件費の上昇や人手不足の深刻化の影響、貿易摩擦や世界経済の動向など不透明感が増す中、景況感は引き続き慎重な姿勢が続いている。

金融分野においては、低金利の長期化に加え、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、収益環境は引き続き厳しい状況が続いている。

また、いわゆるデジタルイゼーションの進展により、フィンテック企業などの新たな事業者の金融ビジネスへの新規参入が相次いでおり、個々の利用者のニーズに即した金融サービスの提供や金融サービスを通じて獲得されたデータの様々な分野での活用が拡大している。さらに、昨年10月の消費税引き上げに伴うキャッシュレス決済手段によるポイント還元の実施を契機として、官民一体となったキャッシュレス化の動きが加速しており、金融サービスのあり方が大きく変化している。

このような環境変化の下で、信用組合は、地域・業域・職域の金融機関として、将来にわたる健全性を確保することに加え、組合員を中心とした金融仲介機能を持続的に発揮して、顧客一人ひとりに寄り添った取組みを実践していくことが求められている。

II. 重点課題への対応

信用組合が、経済、金融環境の変化に適切に対応していくためには、信用組合の自主的な取組みとともに、中央組織のサポート機能の充実、強化が必要となっている。このため、昨年度において、全信中協と全信組連は、経営・執行体制の一体化改革を実施し、信用組合業界の中央組織としてこれまで以上に一層緊密な連携の下、共通目線による運営の機能強化と迅速化を図り、信用組合をサポートしていくこととした。

こうした一体化改革の趣旨を踏まえ、中央組織がその役割を十分に果たしていく

ためには、両組織の一体的運営の下、それぞれの役割分担を明確化したうえで、全信中協においては本来の目的である業界団体としての業務に専念・特化し、信用組合の経営・業務に資する関連施策を迅速かつ効率的に実施し、中央組織としての機能を一層充実・強化していく必要がある。

従来の全信中協においては、常設の専門委員会（企画委員会、広報委員会、人事教育委員会、業務委員会）を設置し各種事業の検討を行い、常任理事会、理事会での審議を経て決定、実施するとの手順を踏んでいたが、今回の中央組織の一体化改革を踏まえ各種施策を迅速に実施していくため常設の委員会を廃止し、必要に応じ専門委員会を設置することとした。現在審議している「会費負担のあり方に関する検討委員会」における検討を踏まえ、今後さらに一体化改革を進め、全信組連と連携し、各地区協会・会員信用組合との各種会議等を通じ幅広く意見・要望等を集約しつつ、執行部において原案を策定し理事会で審議・決定する手続きとすることにより、迅速な意思決定の下タイミングを逸することなく各種施策を実施していく。また、理事会で決定された重要施策については、会員信用組合に対し地区別懇談会等において速やかな説明に努めていく。

また、両組織の役割分担を明確化し、従来から全信中協において実施している事業について、事業自体の必要性、事業規模・内容についても見直しを行なう中で、事業自体を廃止するもの、会員信用組合・地区協会等へ委ねるもの、受益者負担原則を踏まえつつ業務内容等の見直しを行ない継続実施するもの等の検証を行っていく。

以上の認識のもとに、全信中協が令和2年度に重点的に取り組むべき事項は、次のとおりである。

1. 企画事業

金融機能に対する社会的ニーズの多様化・ボータレス化とあいまって金融行政が高度化・複雑化している中で、法令・制度の改正や新規業務への対応などにおいて、本会の企画部門は信用組合業界の包括的な相談窓口・本部機能のサポート部門として、その機能の一元化・高度化が求められている。

令和2年度は、本会と全信組連との一体化改革の効果を更に高めるべく、全信組連とさらに密接な連携を図ることにより、共通認識による業務運営の機能強化と質的向上を図っていく。

また、全信組連と協働して、日本の社会の大きな変化に対して、信用組合業界がどう対応し、どのような役割を担っていくのか等の将来ビジョンについて、外部有識者の意見も取り入れながら検討していく。

(1) 業界要望活動等に係る対応

① 税制改正等に関する要望活動

税制改正については、信用組合の特性を反映するとともに、影響度等の分析、検証を行いながら、業界特性を踏まえた措置が講じられるよう関係当局に対し要望を行っていく。

② 規制緩和要望

員外規制からの地公体貸出の除外など、協同組織金融機関として真に必要な規制緩和について調査・分析を行い、他の協同組織金融機関や中小企業団体中央会等の関係団体と連携を図りながら、日頃からの情報把握に努め、引き続き関係当局への要望活動を行っていく。

③ 郵政民営化問題への対応

預金シフトに関する調査を継続して実施するほか、他の金融団体と連携・協調しつつ、ゆうちょ銀行の動向を注視していく。

(2) 当面の各種制度・規制等に対する対応

① 金検マニュアル廃止後の資産査定・引当のあり方についての対応

金検マニュアルの廃止やこれに伴う検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方への対応にあたっては、地域・業域・職域といった信用組合の特性を踏まえた資産査定・引当のあり方等について、他の金融業界の取組事例や信用組合の先進事例の紹介、相談対応などにより支援していく。

② 改正民法（債権法、相続法）等への対応支援

一部を除き令和2年4月1日より施行される改正民法（「民法の一部を改正する法律」）の改正項目の中で、信用組合の実務に影響を及ぼす事項が複数掲げられている。

本会では、信用組合取引約定書や金銭消費貸借証書・定型約款など融資・保証に関する契約書等、改正が必要な諸規程類を整理し、説明会を開催するとともに、具体的な参考例等の提供を行っており、令和2年度も引き続きそのサポートを継続していく。

③ 各種会計基準改正（IFRS等）・バーゼルⅢ等に関する諸規制についての対応

各種会計基準改正（IFRS等）・バーゼル規制・IRRBB等への対応等にあたっては、特に新しい情報等について留意しつつ、信用組合にとって適切な制度と

なるよう、関係当局に対して要望を行う。

④ 預金保険制度への対応

令和元年度金融行政方針において、地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、現行制度を前提にしつつ、預金保険料率（可変料率）のあり方の方向性について関係者による検討を進める、とされていることを踏まえ、他の金融団体と連携を図り情報把握に努めるとともに適切に対応していく。

⑤ 決済高度化への対応

ア. 電子交換所設立等に向けた対応

（一社）全国銀行協会が令和4年を目途に目指している電子交換所については、令和元年12月にシステム開発ベンダーが決定し、今後、設立に向けた具体的な対応が求められることから、全信組連と連携して交換所移行を含めた電子交換所移行後の交換スキームを検討するとともに、信用組合に適宜情報還元を行っていく。

イ. 税・公金収納・支払の効率化・電子化に向けた対応

政府が進めている柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段の実現に向けて、全銀協では、税・公金のQRコード決済化、インターネット口座振替手続きの導入を検討しており、本会も電子化・効率化WG等により情報収集に努めるとともに、業界代表としての意見を発信していく。

（3）行政課題に対する対応

① マネー・ローンダリング対策への支援

令和元年11月にFATFによるオンサイトの対日審査が終了し、令和2年の8月には対日審査報告書が公表されることになるが、信用組合業界をあげてのマネロン対策は今後も引き続き、必須である。

本会は全信組連・信組情報サービス(株)とも連携し、マネロン対策PTを立ち上げ、個別信用組合を訪問ヒアリング・フォローアップの実施等により、マネロン等対策の底上げ・高度化を図ってきたが、令和2年度も信組情報サービス(株)から令和2年3月に提供される対策システム（SAMLシステム）の導入等により、フィルタリング・顧客リスク格付および取引モニタリングの組み合わせによるマネロン対策を進めることにより、対策による実効性の向上と全信組連と連携した各信用組合へのモニタリングの継続等によって、引続き管理態勢の充実・強化に努めていく。

② サイバーセキュリティ対応の支援

金融分野におけるサイバー攻撃の高度化・複雑化が進む中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっている。

特に令和2年8月開催の東京オリンピック・パラリンピックを控えた大切な時期でもあり、全信組連と連携し、金融庁の要請事項である「監視・分析状況の整理・対策強化」等、信用組合の体制強化に向けた支援を行っていく。

③ 反社会的勢力の排除と法令遵守体制の充実・強化への支援

不祥事件の未然防止・早期発見のため、各種対応事例等を幅広く収集し情報提供を行うとともに、反社会的勢力の排除に向けて引き続き警察当局を含む関係者と連携して体制整備を支援する。

④ 地方創生・地域の活性化への対応

信用組合は、地方創生・地域活性化に自らの課題として積極的に取り組む必要がある。

本会としては、地方創生に向けたSDGs、ESG投資等をはじめとする政府の施策等の情報収集・情報発信を行うとともに、地方自治体との連携等、信用組合の地域活性化に向けた先進事例・好事例等を随時収集し、本会の新しくみクラウド上に定期的に紹介するなどにより、会員信用組合の地方創生、地域の活性化に向けた取組みを支援していく。

⑤ 事業承継、経営者保証に対する取り組み

中小企業庁等、関係当局との緊密な情報交換により、行政において検討されている各種施策に対し効果的な意見反映を行うとともに、会員信用組合の先進的事例に対する情報収集を積極的に行い信用組合に情報提供を行う。

⑥ 高齢化社会に対する取り組み

超高齢化社会が抱える課題を踏まえ、行政が行っている認知症・高齢消費者対策等に対し主体的に参加するとともに、多様化する利用者のニーズに対応できるよう調査・研究を継続的に行っていく。また、後見制度支援預金等、関連する商品については定期的に取組状況や好事例を調査・還元することで、当制度の活用を引き続き促進していく。

(4) 情報提供・業務課題解決支援

① 業界情報に関するITインフラ等の整備

本会では、令和2年1月の「新しんくみクラウド」稼働による、通知文書メール一斉配信（ペーパーレス化）により、情報発信の迅速化を図るとともに、信用組合の利便性向上の観点から、検索機能を強化して業務上必要となる情報（規程参考例等）がすぐに取り出せ、かつ信用組合の役職員の誰もが閲覧可能で検索し易いシステムとし、さらに今後の登録・掲載内容等について充実を図る。

② 業務上の課題解決支援

ア．信用組合の業務上の共通課題については、信用組合の実務者を交えた検討会等の開催をサポートし、課題解決についての支援を図る。

具体的には、川下共通子会社の活用等も含め、事務スキームの共通化等をテーマとして、業務課題解決のための検討会等を開催することにより、各信用組合に共通する経営課題等の解決に努める。

また、特に本部人員の少ない信用組合へのサポートに注力していく。

イ．外部専門機関等の活用促進

信用組合は、必要に応じた外部専門機関等との連携した取引先の支援が求められている。

本会としては、中小企業基盤整備機構、REVIC、日本弁理士会等の公的な機関や事業承継（M&A）などを専門とする民間事業者等の活用方法の周知のほか、日本政策金融公庫等政府系金融機関との連携も引き続き進め、これら外部機関等との連携強化に向けた取組みを支援していく。

(5) アジア信用組合連盟（ACCU）との連携強化等について

アジア各地からのインバウンドや留学生等増加が目立つ昨今のわが国の現状を捉え、信用組合の中央機関としてのこれまでの知見を活かし、アジア信用組合連盟（ACCU）との情報交換等を通じ、戦略的に緊密な連携強化を図っていく。

また、NACUFOK（韓国）とも連携を深めるほか、海外からの視察団の受け入れや研修事業への職員派遣等を検討する。あわせてWOCU（世界信用組合評議会）等との交流・情報交換も積極的に進めていく。

(6) 各種助成金制度等の見直し

寄付講座については、費用対効果の検証を行い受講状況が低調な講座について

は廃止するなど見直しを行なってきているが、今後の寄付講座のあり方について検討を行う。

また、各種助成金（しんくみはばたき奨学金、しんくみの集い、地区協会等主催のビジネスマッチング）等については、廃止を含め抜本的に見直しを行なう。

2. 広報事業

信用組合は地域・業域・職域社会の人々によって設立された中企法に基づく協同組織の金融機関であり、その基本理念である「相互扶助」は不変である。

令和2年度は、これまでは地域密着・小規模事業者向けにややもすれば偏りがちであったことに鑑み、できるだけ地域・業域・職域のそれぞれの信用組合の活動を広報するよう工夫し、実施する。地域・業域・職域それぞれのコミュニティで、相互扶助に基づき多様性をもったお客様と向き合っているバランスのとれた信用組合が、ひとつの金融業態として活動していることを強く訴求していく。その際、地方銀行や信用金庫などとの違いや、信用組合の優位性を明らかにすることで、信用組合の組合員だけではなく、広く世間一般の知名度向上を図っていく。また、信用組合や取引先など業界の意見を幅広く求め、さらに業界外部の有識者等の意見をも参考にしながら、今後の広報活動の媒体や方法論を検討する。

(1) 信用組合のブランド確立と知名度向上

① ブランドイメージの向上

地域・業域・職域のそれぞれにおける「協同組合組織の金融機関」であることを強く訴えることに加え、広い意味で信用組合はひとつであることを強調するため、コミュニケーションマークおよびブランドスローガン（ちかくにいるから、チカラになれる。）を活かした広報活動を行う。

② 広報ツールの開発・見直し

信用組合業界内外の意見を参考にしながら、信用組合が共通で利用可能な広報ツール（ポスター、情報誌（ミニディスクロジャー・ボンビバーン））の開発・提供を行う。

また、有用な広報ツールの開発を行う一方、従来ツールの改廃を行う等コスト削減に努める。

③ 信用組合広報担当者へのサポート

全信用組合の職員に任命している広報担当者の会議を複数回開催する。

同会議には有識者も参加し、双方向で積極的な意見交換等を行うことで、各担当者の広報リテラシーの向上を図り、信用組合の広報事業への取り組みを支援していく。

④ 「しんくみの日週間」における広報事業の展開

「しんくみの日週間」については、統一イベントの実施を通じて、組合員との関係強化と、しんくみブランドの周知の実効性向上を図る。

また、令和元年度に周年記念行事として実施した施策のうち、地方紙への記事広告を、令和2年度の「しんくみの日週間」事業の活用媒体として検討する。

⑤ 懸賞作文の実施

助け合いの大切さをテーマとした懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を通じて、信用組合の基本理念である相互扶助と存在意義について若年層を含め広く認知させていく。

⑥ 効果検証

「しんくみブランド」の認知度定点調査を新たに実施し、広報施策の効果検証を行うことで、広報活動の見直しに活用していく。

(2) 既存広報事業の見直し

費用対効果の観点から下記の見直しを実施する。

① テレビCMの廃止による他の広報媒体への展開

テレビCMは効果が不明瞭であり、かつ広報予算が巨額になることから放映を取りやめる。

代替として、低予算かつ一定の効果が期待できる YouTube や Facebook などの SNS や、時流に応じた発信型のラジオを中心とした他のマスメディア広報に振り分ける。

② ブランドイメージ訴求ポスターの見直し

イメージキャラクター藤野涼子の起用については、令和2年3月末をもって終了する。

今後は、コミュニケーションマークおよびブランドスローガンの訴求に特化したデザインのポスターを作成することとし、イメージキャラクターについては、令和2年度は一般モデルを活用し、令和3年度以降はアマチュアの起用も視野に入れた選考プロセス等についても、令和2年度中に検討する。

3. 研修事業

本会では、信用組合業界の要望に応じて補完的な研修に徹することを基本方針として、これまでも研修事業の見直し・整理を行ってきた。

令和2年度においては、研修事業のスリム化を図るために、信用組合や地区協会などの意見を踏まえ、中央で行う集合型研修について、地区協会等へ委ねるなど廃止を含めそのあり方を検討し、結論を得て令和3年度以降の事業計画に反映していく。

(1) 研修講座

研修講座の改廃や地区協会等との役割分担など、あるべき姿を検討する。

また、役職員の階層別を中心とした既存の研修（役員向け2講座、階層別5講座、証券業務関連4講座など）を実施し、それぞれの職階での能力水準の向上を図るとともに、DVD、Eラーニングなどの自学自習用ツールの提供により、信用組合職員が受講しやすい環境づくりを進めていく。

(2) 通信教育講座・職務能力検定試験

通信教育講座として、初級職員・中級職員・上級職員・簿記・財務分析・コンプライアンスの6講座を実施する。

また、信用組合職員の職務能力習得の測定等に役立てる観点から、通信教育講座と連動する検定試験（年2回）を実施する。

なお、中央協会の関与度合いを減らす観点から、外部業者による類似講座・検定試験を活用し、その推奨を行うことも検討する。

(3) 証券外務員資格試験

登録金融機関業務を行うための資格試験（第一種、第二種、内部管理責任者）については、日証協との関係があることから、中央協会が主体となり、年3回これを実施する。

4. 相談事業（業務相談センター・しんくみ相談所）

今般の一体化改革において、信用組合からの多様化・複雑化する金融業務に係る相談・照会について、中央組織として一元的に対応する窓口として「しんくみ業務相談センター」を設置した。同センターにおいては、相談・問合せの事例を蓄積し、相談事例を体系化するとともに信用組合へ還元することで業界全体としての知識・ノウハウの共有化を図っていく。

また、信用組合をご利用頂いている組合員や一般のお客様からの苦情・相談・照会窓口として「しんくみ相談所」が設置されており、引き続き丁寧な相談対応を行い苦情等の解決支援を実施していく。

(1) 信用組合からの相談の一元的な受付および事例の蓄積と還元

信用組合からの業務上の相談・照会については、「しんくみ業務相談センター」で一元的に受付して事例を蓄積し、新クラウドを利用した検索し易い相談事例集として信用組合へ還元する。

(2) 信用組合利用者からの苦情等への解決支援

「しんくみ相談所」では、信用組合利用者からの相談や苦情に対しての解決支援を行うとともに、信用組合の営業活動等の改善に役立てるため、引き続き寄せられた相談・苦情事例や金融ADRの紛争解決機関等からの情報を還元する。

5. 総務事業

今般の一体化改革の趣旨を踏まえ、全信中協の人事制度・教育訓練制度については、全信組連との共通目線で進めるとともに、事業の見直しに伴い新規採用の見送り、退職等による自然減により本会の人員について抑制を図っていく。

また、経費予算管理を厳格化するなど、経営資源を最大限生かした業務運営を行うとともに、適正な予算執行のための内部監査の実施および新たな予算策定プロセスにより、PDCAサイクルを確立し、業務の適正化・効率化を図っていく。

(1) 人事制度の一体化の推進

全信中協の事業の見直しに伴い、新規採用の見送り、退職等による自然減により全信中協の人員について抑制を図っていく。

また、職員の人事制度・教育訓練制度については、全信組連との共通目線で進めるとともに、必要な人材については全信組連で一括採用することとし、人材の有効活用、適材適所への配置等によりさらなる業務の質的向上を図っていく。

(2) PDCAサイクルの一体化

また、一体化改革後の全信中協の役割分担を明確にしたうえで事業内容等に係る見直しを行ない、今後更なる業務の効率性と適切性の向上を確保するためには内部監査の実施による業務執行状況の評価と改善策の提言、各部門における改善策の検討・実施というPDCAサイクルの確立が重要となる。

このため、全信組連の監査部への業務委託により監査を実施し、本来の支出目

的に沿って効率的な業務の運営ができていないか等について検証を行い、問題点・課題の抽出、改善策の検討・実施を行うとともに新たな予算策定プロセスによりP D C Aサイクルを確立し、業務の適正化・効率化等による質的向上につなげていく。

(3) 地区協会等との連携強化

研修事業や大規模災害時における支援体制の構築など、地区協会との連携により実施した方がより効果的な事業が増加していることから、本会と地区協会との連携を強化していく。

以 上